

平成29年第5回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成29年5月30日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 森 岡 謙 二	
	委 員 森 下 淑 子	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
	教育振興部副参事	学校改築施設管理課長	
	学校支援課長	生涯学習・学校地域連携課長	
	教育指導課長	教育支援担当課長	
	飛鳥山博物館長	中央図書館長	
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	放課後子ども総合プラン推進担当副参事	子どもの未来応援担当副参事	
	子育て施策担当課長	保育課長	
	男女いきいき推進課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	44号	平成29年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	45号	東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
3	46号	東京都北区立柳田小学校に係る行政財産の使用許可について	承認
4	47号	平成三十年度区立幼稚園及び区立認定こども園園児募集方針について	承認
5	48号	東京都北区いじめ防止基本方針の内容の一部変更について	承認
6	49号	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
7	24号	平成29年度親子きずなづくり事業の実施について	了承
8	25号	北区立小学校研究演奏会会場内にて発生した転倒事故に関する和解	了承

9	26号	居所不明児童の把握について	了承
10	27号	後援・共催事業に関する報告	了承
11	28号	北区放課後子ども総合プランの実施について	了承

平成29年第5回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成29年5月30日(火) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成29年第5回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第44号議案「平成29年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第44号議案について、ご説明申し上げます。表紙を1枚おめくりいただきまして、まず、1ページをお開きいただきたいと存じます。こちらにございますように、平成29年第2回東京都北区議会定例会に提出いたします議案の策定に当たりまして、項番号1の平成29年度東京都北区一般会計補正予算(第1号)について、教育委員会に対しての意見の聴取というものでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。平成29年度補正予算の第1号となっております。第1表、歳入歳出です。

初めに、歳入です。15款都支出金、2項都補助金で、表の補正額の欄、一番下の歳入合計で1,920万5,000円。そして、歳出につきましては、3款福祉費、4項児童福祉費が、表の補正額の欄4,530万8,000円。8款教育費、1項教育総務費が、補正額の欄540万、2項小学校費が、補正額の欄1,583万5,000円、そして、一番下の歳出合計で6,654万3,000円でございます。

それでは、内訳につきましては、別添の資料でございます。教育振興部に関連するものを、私から、学校支援課長と順にご説明し、子ども未来部に関連するものは、子どもの未来応援担当副参事から、保育課長と順にご説明を申し上げます。

初めに、第44号議案参考資料①をご覧ください。歳出、教育費でございます。第1項教育総務費、教育指導費、小中一貫校設置検討費です。増減説明欄をご覧ください。本年2月に策定した北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針を踏まえまして、今年度全体構想を策定いたしますが、小中一貫校新築工事にあたり、周辺環境への影響及び実現可能な施設整備配置等の調査検討委託を行うための経費として計上するものでございます。補正額は540万円でございます。

私からの説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

学校支援課長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、私のほうから、第2項小学校費、教育振興費、就学援助費についてご説明を申し上げます。

補正額については、こちらにお示しのとおりでございますが、これに関連して、就学援助を、新入学学用品等購入費の前倒しについて少し説明をさせていただきたいと思っております。

資料第44号議案、参考資料③をご覧くださいと存じます。

就学援助新入学学用品等購入費の前倒し支給についてでございますが、就学援助のうち、中学校新入学学用品等購入費の支給月を見直し、中学校就学前に支給するものでございます。これは、具体的には小学校6年生の支給を考えてございます。これに関する経費が、中学校の新入学学用品等購入費が1人当たり2万6,860円ですので、422人相当を想定し、1,133万4,920円としてございます。

それから、小学校新入学学用品等購入費についての前倒し支給について、こちらは早期の実施に向けて必要な検討や整備を行うということで、その中でのシステム改修費として、450万を見込んでいただいております。

就学援助の現状についてご説明申し上げます。就学援助は、経済的理由によって児童生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対して援助を行う制度であり、前年の所得に基づき認定しているものでございます。現状を申し上げますと、平成28年、小学校2,591人が該当しており、全体の22%、中学校では1,505人、約33%、小中あわせて約25%の児童生徒が対象となっております。

就学援助の新入学学用品等購入費については、入学式当日を基準とし、前年の所得の確認作業が終わる7月に支給しております。しかし、新入学時には一時的に大きな負担が生じることから、実際に保護者が費用を負担する就学前の時期に支給されることが望まれてございます。

これを実現する上での課題でございます。

まず、所得判定の時期が異なることがございます。中学校新入学学用品等購入費を、小学校6年での支給に変更した場合、就学援助の認定対象となる所得は、主に小学校5年のときの所得になります。その後の所得の変化により、従来の中学校就学後の支給であれば、新入学学用品等購入費の支給対象となる者への対応をどのようにするかというふうな課題がございます。

次に、転出者への対応です。新入学学用品等購入費の支給を行った後に転出した者や私立中学校進学者への対応をどのようにするか。

それから3点目、転入者への対応。区市町村で支給時期が異なることは、前倒し支給を実施していない区市町村から転入してきた場合、いずれの住所地でも新入学学用品等購入費が支給されない、そのような転入者への対応についてどのようにするか。

それから4点目、これが小学校新入学への前倒し支給についてでございます。小学校就学前の支給については、就学援助を管理するシステムが、義務教育の対象である小学校1年生から中学校3年までの児童生徒の情報しか管理ができないなど、既存の就学援

助の対象者の中での見直しとは異なり、就学前児童の情報の収集や管理など、認定を行うための仕組みづくりと、それに対応したシステム改修が必要になります。

それらの対応といたしまして、中学校新入学学用品等購入費については、中学校1年に支給することを基本とし、以下の対応をしております。

まず、所得判定の時期ですが、中学校新入学学用品等購入費の前倒し支給は、小学校6年の支給時期に就学援助の認定を受けている者を対象として支給いたします。中学校1年で新たに就学援助の対象となった者については、本来の対象者であり、支給時期の変更による不利益を生じさせないために、新入学学用品等購入費の支給をこちらにも行います。

転出者への対応です。転出等の支給を防ぐために、支給の時期は、多くの児童の就学先が決まる3月といたします。

転入者への対応です。転入者については、他の区市町村で新入学学用品等購入費の支給を受けていないことが確認できた場合には、(1)の中学校1年で新たに就学援助の対象となった者と同様に支給をいたします。

それから、小学校新入学への前倒し支給については、こちらは、早期の実施を目指して、今後具体的な実施方法について、システムの改修も含めて検討を行ってまいります。

こちら、今後の予定ですけれども、今年度7月、現在の中学校1年生に対して、従前の当初予算の中で支給してまいります。それから、補正予算が認められた後は、現在の小学校6年生に対して、来年3月に支給される旨の通知を行います。そして、来年3月に小学校6年生に対して支給いたします、この分が今回の補正額になります。あとは、小学校の就学前の部分に向けましても、来年4月にご案内できるような整理検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上、ご説明申し上げます。

子ども未来
応援担当副
参事

教育長

清正教育長

子ども未来応援担当副参事

子ども未来
応援担当副
参事

それでは、私から、第44号議案、参考資料②、平成29年度第1号補正予算（子ども未来部）の子ども未来課所管の歳入と歳出についてご説明をさせていただきます。

まず、歳入、福祉費の項目(2)のひとり親家庭等生活向上事業費につきましては、ひとり親家庭学習支援事業の歳出の4分の3である507万5,000円の歳入を見込んでおります。

続きまして、歳出、福祉費の項目(2)子どもの未来応援事業費につきましては、お示しのとおり、ひとり親家庭学習支援事業及び子ども食堂の助成など、1,056万8,000円を計上しております。

続きまして、子どもの貧困対策の具体的支援策、29年6月補正予算についてご説明

させていただきます。

まず、資料第44号議案参考資料④-1の要旨についてご覧ください。北区では、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進することを目的に、平成29年3月に北区子どもの未来応援プラン「東京都北区子どもの貧困対策に関する支援計画」を策定いたしました。この計画に基づき、各主管課により具体的な支援策を平成29年度途中から実施するため、平成29年6月補正予算に計上をいたします。

次に、2の事業名等についてご覧ください。詳細につきましては、資料第44号議案参考資料④-2にも記載させていただいておりますので、こちらもご覧ください。

まず、子ども未来課が主管課となる(1)から(4)についてご説明させていただきます。

(1)ひとり親家庭支援サービスPR事業ですが、現在北区では、子育て応援事業の一環として、主に出産前から就学前までの児童の子育て世帯向けに、北区子育てガイドブックを作成し配布をしております。こちらのガイドブックを配布しております。この中では、ひとり親家庭の方への案内が見開き1ページで、内容は支援制度の簡易な説明と、問い合わせ先案内にとどまっております。そこで、ひとり親世帯への支援制度の案内やひとり親家庭等相談コーナーの周知を徹底するために、内容をひとり親支援制度に特化し、より詳細にわかりやすく説明する(仮称)ひとり親支援ガイドブックを作成し、ひとり親家庭の児童育成手当受給世帯へ情報提供として別途案内チラシを送付いたします。パンフレットの作成部数は1,000部で、周知チラシについては3,000部を作成いたします。

次に、(2)の子どもの未来のための養育相談事業についてですが、ひとり親家庭等の保護者が、各種手当の手続のため来庁することの多い児童育成手当等申請窓口の隣に、当初予算において「ひとり親家庭等相談コーナー」を設置することを予定しております。このコーナーでは、カウンセラー等の資格等を有する相談員による総合相談を実施するとともに、関係機関や必要な支援につなげていきます。今回の補正予算では、子どもの養育費等の法律相談を実施するため、弁護士等を月2回程度相談コーナーへ配置いたします。北区子どもの未来応援プラン策定のための昨年実施いたしました実態調査報告書の区民アンケート、児童育成手当受給世帯では、養育費の取り決め状況について、取り決めていないとの回答が49.6%となっており、約半数の世帯が、養育費の取り決めを行っていない現状を把握いたしました。養育費相談に特化した相談窓口を児童手当等申請窓口の隣に設置することにより、保護者にとって相談に行きやすいメリットもあり、また、子どもの養育費を確保するための養育費の取り決めや支払いの履行、強制執行に関する相談援助を行うことにより、ひとり親世帯の生活水準の向上と子どもの健やかな成長を支援いたします。

次に、(3)子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業についてですが、家庭の事情などにより、家で子どもだけで過ごすことが多いなど、孤食の状況にある子どもに対し、NPOやボランティア団体等が、地域と連携しながら子ども食堂を運営するために、その経費の一部を補助することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進いたします。

大変失礼しました。今こちらの第44号議案の参考資料④-2についてご説明をさせ

ていただいております。失礼しました。

今こちらの子ども食堂についてご説明させていただいている途中でございます。こちらについて、月に2回以上定期的に実施いただける団体等へ、諸経費といたしまして10万円、運営経費といたしまして年間20万円を上限に補助をいたします。なお、29年度は10月から補助を実施するため、運営経費10万円を上限とさせていただきます。

次に、(4)のひとり親家庭等の子どもの学習支援事業についてですが、ひとり親世帯等の中学生に対し、支援員と子どもの信頼関係づくりを図りながら、学習習慣の定着及び学力向上、基本的な生活習慣の習得、社会性の育成などを目的とした子どもの状況に寄り添った学習支援事業を実施することで、子どもの居場所づくりと学力向上を支援いたします。当事業については、実績のあるNPOや法人へ委託することにより、高校進学を見据えた質の高い学習支援事業を実現いたします。対象については、ひとり親世帯等、主に児童育成手当受給世帯の中学生1・2年生とし、場所は児童館等2カ所で実施いたします。定員は40名とし、児童館1カ所につき1グループ20名といたします。実施日数につきましては、平日夜間午後6時から8時、または日曜日の午前、午後の2時間とし、平日と夜間どちらが子どもが集まりやすいかを検討して決定をいたしたいと考えております。実施回数につきましては、週1日といたします。

続きまして、学校支援課が主管となる(5)就学援助費の前倒し支給についてですが、先ほど学校支援課長からも説明させていただきましたとおり、保護者の経済的負担軽減に配慮するため、入学時等に、必要費用に対して、平成30年度入学予定者から就学援助の中学校進学時の学用品等購入費を3月に前倒して支給いたします。

続きまして、生活福祉課が主管課となる(6)、(7)についてご説明をさせていただきます。

まず、(6)のひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業ですが、北区子どもの未来応援プラン策定のため、昨年実施いたしました実態調査報告書の区民アンケートの保護者の最終学歴では、中学校卒業あるいは高等学校中退の回答は、18歳未満の子どもがいる世帯アンケートの全体の父親の2.8%、母親の1.6%に対して、児童育成手当受給世帯アンケート全体では10.3%という高い比率であることを把握いたしました。ひとり親家庭の親と子が高卒認定試験合格のための講座を受け、就労したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給することで、よりよい条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくことを支援いたします。支給額については、受講を修了した場合に支給される受講修了時給付金として受講料の2割、10万円を上限に支給いたします。受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給される合格時給付金は、受講料の4割、受講修了時給付金と合格時給付金とをあわせて15万円を上限に支給をいたします。

次に、(7)の被保護者自立促進事業(高校塾代・大学等受験料助成)についてですが、生活保護世帯の子どもが、家庭の経済的な理由を原因に高校進学を断念し、社会的に孤立する生活保護世帯の子どもも多い現状を踏まえ、現在被保護者自立促進支援事業において、中学生の塾代を助成しております。今回は、将来的に生活保護世帯数の増加を抑える予防的観点からも、この助成の増額及び高校生まで対象と拡大いたしました。

また、大学生等の受験料の助成も新設いたします。助成額といたしまして、年間の塾代助成は、中学3年生が15万円から20万円に増額され、高校1年生・2年生が新規に15万円、高校3年生が新規に20万円を上限に助成をいたします。また、受験料助成は、大学等の受験料が新規に8万円を上限に助成いたします。

資料のこちら、参考資料の④-1にお戻りいただきまして、3番の今後の予定についてです。こちら、今後の予定については、お示しのとおり、事業実施スケジュールとなっております。

説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

それでは、私からは、先ほどの44号議案の参考資料②にお戻りいただいてよろしいでしょうか。子ども未来部の補正予算でございます。

まず、下の段、歳出でございます。(1)の認証保育所等保育料補助費でございます。認証保育所等の利用者が費用を負担する際の負担軽減を図るための補助金でございます。3,474万円。これに対して、歳入、この事業の実施に伴います東京都の補助金です。補助率は2分の1、補助上限額は1件当たり月額2万円となっております。

この事業の内容につきましては、参考資料の⑤、よろしいでしょうか。一般会計の補正予算(第1号)における認証保育所等保育料補助制度の拡充でご案内をさせていただきます。

1の要旨でございます。この間、北区では待機児童解消のため、平成29年4月入園につきましても、898名の緊急対策を実施いたしました。これにつきましても、待機児童数232名から82名と大きく減少したものの、待機児童ゼロにまでは至っていない状況でございます。少なからず待機児童が発生している中、区民の保育ニーズに対応していくためには、認証保育所などの認可外保育施設での保育サービスを活用していく必要があります。しかし、この認証保育所などの保育料につきましては、収入に関係なく設定しているため、世帯の収入が低くなるほど、認可保育所を使用した際の保育料と差が大きくなるといった傾向があります。このため、現在の一律の保育料補助について、認可保育園の保育料の差に応じた補助額とするとともに、拡充を図っていくものでございます。

2の対象者でございます。北区内在住で、認証保育所や定期利用保育施設、自治体の補助などを受けている事業所でございますけれども、こちらに160時間以上通園する契約をしている2歳児までのお子さんがある世帯が対象となります。

三つ目では、保育の必要性の認定を受けている世帯、保育の必要があるという世帯ですけれども、本年度に限りましては、既にこの認定を受けずに認証保育所等へ通園しているケースもあることから、29年度に限った実験的な措置として、この保育の必要性の認定を受けていない世帯についても対象といたしております。

裏面の3が改正内容でございます。これまでの一律1万5,000円といたしました補助、お示しのとおり、認証保育所等における基本の保育サービスと認可保育園に通園した際の保育料の差額に応じて、5段階、最大で5万5,000円月額を補助するものと改正するものでございます。

なお、下の米印ですけれども、保育料との差額が2万5,000円未満の方についてですが、これも経過措置として、平成29年度につきましては、これまでどおり1万5,000円の補助額を維持することといたします。が、来年度以降は、認可保育園との差額が1万5,000円以下となる場合につきましては、補助額の見直しをさせていただき予定となっております。

4の適用時期でございますが、平成29年4月分からさかのぼって適用させていただき、この認証保育所の補助で既にお支払いになった分につきましては、7月に手続に入らせていただき、この金額をお支払いさせていただきます。

なお、口頭での報告となりますけれども、補正予算、先ほどの予算の編成時には、利用定員数240人と見込んでおりましたが、5月現在の対象施設への入所者は194人となっております。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

森下委員

教育長

清正教育長

森下委員

森下委員

早速子どもの貧困ということに対する具体的な事業ですとか策を講じていただいて、大変いいことだと思いました。

一つ、特にご説明に対する異議ではないのですが、質問として、先ほどの就学援助費の件なのですが、例年、前年度の所得に対する税金の関係で認定等がありますが、前年に比べて、前年度は認定されていて、今年度は非認定になるというような例も少しは、やはりあるのでしょうか。

学校支援課長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

税額の上で収入が上がったので非認定になるという件数はそれほどないのではないかなというふうには思っております。それよりは転出等のほうで対象でなくなる方がいらっしゃるのではないかなというふうには思っております。

森下委員	わかりました。ありがとうございます。
清正教育長	よろしいですか。 ほかにいかがでしょうか。
加藤委員	教育長
清正教育長	加藤委員
加藤委員	ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業についてなのですが、実施場所が児童館、子どもセンター、2カ所となっておりますが、今年度について、この2カ所はもう、確定しているのでしょうか。
子ども未来 応援担当副 参事	教育長
清正教育長	子ども未来応援担当副参事
子ども未来 応援担当副 参事	今ご質疑いただきました児童館につきましては、まだ実施箇所というものは決めていない状況でございます。ただ、4月に直営の児童館全てを回らせていただきまして、ハード面とあって、実際に机や椅子があるか、あとは児童館を使ってということですので、トイレの部分も共用ではなくて、別になっているかということを確認いたしました。今、場所について、2カ所選定というものをまだしていないのが、今、生活福祉課で実施している学習支援事業につきまして、1カ所、もう東十条で実施していて、なおかつ今年度、もう1カ所で実施するということを検討しているということをお聞きしております。その実施場所が確定し次第、子ども未来課での学習支援事業につきまして、実施場所を決定していきたいというふうに考えております。 以上でございます。
加藤委員	ありがとうございます。
清正教育長	ほかによろしいでしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、本件に対して特に反対意見はないようですので、本件につきましては意見なしとすることをご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)

清正教育長 ありがとうございます。ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定いたします。
 次に、日程第2、第45号議案「東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例等に
 係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取につ
 いて」を議題に供します。
 事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 それでは、東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げ
 ます。
 5ページをお開きください。説明欄をご覧ください。東京都北区立浮間中学校の位置
 を変更するため、この条例を提出するものでございます。
 1枚おめくりいただき、7ページの案内図をご覧ください。現在の浮間中学校の場
 所、浮間四丁目29番32号から、学校の改築に伴いまして、その間、その左側にある
 旧西浮間小学校の場所に移転するため、浮間四丁目29番30号に改めるものでござい
 ます。
 5ページに戻りまして、付則でございます。この条例は、平成29年9月1日から施
 行いたします。
 以上、ご説明申し上げました。
 続きまして、東京都北区立幼稚園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げ
 ます。
 大変恐縮でございますが、まず、本日、机上配付させていただきました45号議案参
 考資料、「東京都北区立幼稚園条例の一部を改正する条例」の補足資料をご覧ください。
 まず、要旨です。子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成29年3
 月31日公布）により、年収360万円未満相当世帯の保護者負担軽減措置が拡大され
 ました。この国の改正の趣旨にのっとり、東京都北区立幼稚園条例で定める保育料の
 改定を行うものでございます。
 今回の国の改正内容でございますが、今回の子ども・子育て支援法施行令の改正内容
 のうち、1号認定子どもに関する事項は次のとおりでございます。
 区市町村税非課税世帯の第2子無償化、これは保育料第2階層に相当する部分でござ
 います。年収約360万円未満相当世帯、これは保育料第3階層に相当する部分でござ
 います、の保護者負担軽減といたしまして、一つが、ひとり親世帯の保護者負担の軽
 減措置を拡充いたします。現在の国の保育料の上限が月額7,550円となっていると
 ころを、3,000円を上限といたします。それから、そのひとり親世帯以外の世帯の

保護者負担軽減としまして、上限が1万6,100円から1万4,100円とする内容となっております。

それに対する対応でございます。上の(1)の区民税非課税世帯の保育料につきましては、下に現在の幼稚園保育料を示してございますが、第2階層は既に無償となっております。

それから、ひとり親世帯の負担軽減でございます。こちらに関しましては、条例第5条の保育料の減免規定に基づき定められた規則・要綱を一部改正して無償化に向けて対応してまいります。

上の2のひとり親世帯以外の保護者負担については、3,600円を1,600円とすると、これが今回の条例の改正に該当する部分でございます。

国が定めるこの上限額は、子ども・子育て支援法新制度に移行しました私立幼稚園の保育料も対象となります。北区では、国が定める上限金額から、区と都で支給している補助金を引いた額を私立幼稚園の保育料としてございます。具体的には、上限金額1万6,100円から補助金を引いた後の3,600円を現在の第3階層の保育料としているところでございます。

補助金の額は変わりませんので、今回上限が下がった分、保育料は減額になります。区立幼稚園の保育料の第3階層については、私立幼稚園の保育料を参考にして設定しているところから、減少した金額に応じた保育料の改定を行うものでございます。

議案資料に戻りまして、12ページの新旧対照表をご覧ください。第3階層、区市町村民税所得割が7万7,100円以下の世帯の保育料を3,600円から1,600円に改めるものでございます。

議案資料11ページをご覧ください。付則でございます。

施行期日、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は、平成29年4月1日から適用します。

次に、経過措置です。改正後の条例の規定は、平成29年4月以後の月分の保育料について適用し、同月前の月分の保育料については、従前の例によるものといたします。

以上ご説明申し上げました。ご審議のほど、よろしく願います。

保育課長

清正教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

引き続きまして、保育課からご説明させていただきます。

議案書15ページをご覧ください。「東京都北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明をさせていただきます。

議案書を2枚おめくりいただきまして、18ページ、説明欄でございます。保育料の負担軽減を行うため、この条例案を提出するものでございます。

19ページが新旧対照表です。改正がありました部分には横に線が引いてございますが、要保護世帯等について、下段、現行では標準の保育料に100分の50を乗じた額、半分でございますね、ものに対して、上段、改正後では、アとして、3歳以上につ

きましては100分の27、イとして、3歳未満につきましては100分の36を乗じた額とするものでございます。

内容につきましては、45号議案の参考資料をお配りさせていただきました、そちらでご説明させていただきます。

ホチキス止めをした2枚のものでございます。「東京都北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例」の補足資料でございます。

1の要旨です。国は、幼児教育の段階的無償化に伴い、低所得世帯や多子世帯への特例措置を拡充するため、子ども・子育て支援法施行令を改正いたしました。この施行令改正の趣旨を踏まえ、区の保育料徴収条例を改正するものでございます。

2が改正内容です。国の施行令では、(1)の多子世帯に係る特例措置と、(2)の要保護世帯等に係る特例措置の二つの拡充策が図られました。このうち(1)の多子世帯につきましては、北区では対象となる世帯の保育料を既に無償としているところでございますので、今回の改正はございません。(2)の要保護世帯については、国の引き下げにより、一部で現在の区の保育料のほうが高くなるといったことがございますが、この高くなった分だけを減額するのではなく、対象となる世帯に対して、国の特例措置の平均を乗じた額とする軽減策を実施するものでございます。

恐れ入ります、資料の3ページをご覧ください。まず、要保護世帯等ということがございますけれども、表の下にお示しさせていただきました六つの例が対象世帯となります。上の表は、0から2歳児に対するものですが、下向きの矢印がちょうど表の真ん中ほどに二つあるかと思えます。左側の矢印のそばにある説明が、国の改正によるもので、表 midpoint 線で示されているものが、改正前の国の上限額、これに対して二重線の改正後の上限額に引き下げを行うもの、これに対して、左側の説明に、区の保育料の引き下げを行うものでございます。

引き下げる割合は、具体的な保育料の設定ですが、本日机上に配付をさせていただきました、このA3横の資料をご覧くださいませでしょうか。45議案参考資料②としてございます。

一番上の1の表中、四角で囲った部分が、今回の国の要保護世帯等に対する利用者負担の軽減となります。一般世帯を1とした場合、2号認定、これは3歳以上でございますけど、平均で0.27、3号認定となる3歳未満では、平均で3.6となりますので、2の北区の保育料につきましても、一般世帯の保育料にこの割合を乗じた額に設定するものでございます。

今回の条例改正に伴う影響額ですが、3にお示しをしており、該当となる世帯の数を81世帯、これは28年度の実績をベースにしたものでございますが、年間で149万6,000円程度と見込んでおります。

それでは、恐れ入ります、議案書18ページにお戻りいただきまして、付則でございます。この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都北区保育料等徴収条例の規定は、平成29年4月1日から適用するというものでございます。具体的には、本条例案につきましては、議会でご承認をいただきましたら、4月にさかのぼって適用し、既にお支払いいただいた保育料で過払いとなるものがあるときには、これを還付するというものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。

それでは、初めに、東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

それでは、次に、東京都北区立幼稚園条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

次に、東京都北区立保育料等徴収条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございました。

それでは、3件の条例に対して特に反対意見はないようですので、本件につきましては、意見なしとすることでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。

ご異議ないと認め、本件は意見なしとすることに決定させていただきます。

次に、日程第3、第46号議案「東京都北区立柳田小学校に係る行政財産の使用許可について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

学校改築施設管理課長

教育長

清正教育長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

それでは、46号議案についてご説明申し上げます。

表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。今回、使用許可の対象といたしますのは、北区立柳田小学校でございます。申請者は、東京都第六建設事務

所でございます。3の使用目的、石神井川防潮堤耐震補強工事のためということで、恐れ入ります、1ページおめくりいただきまして、2ページをご覧ください。今回使用許可の必要性というものでございますけども、柳田小の体育館のちょうど裏手の防潮堤の補強工事を行うということで、図にお示した場所が施工箇所となっております。

さらに、1ページおめくりいただきまして、4ページをご覧ください。使用許可の対象とする場所でございますけども、学校の体育館裏にある散水栓の部分から水道を引いて、この工事に使用したいという申請でございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りください。使用許可の期間でございますが、本年6月1日から11月1日まで、使用料におきましては、公共工事でございますので、免除とさせていただきたいと考えております。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございます。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。

本件に対し特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第4、第47号議案「平成30年度区立幼稚園及び区立認定こども園園児募集方針について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

学校支援課長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、私からは第47号議案「平成30年度区立幼稚園及び区立認定こども園園児募集方針」について、ご説明申し上げます。

本日、資料の差しかえとなっております、大変申しわけございません。本文中に「定数」という言葉と「定員」という言葉が混在してございましたので、「定数」に統一させていただきました。それ以外は同じ内容でございます。

それでは、資料を1枚おめくりいただきまして、説明欄でございます。平成30年度

園児募集を円滑に行うためのものがございます。

記書きの1でございます。平成30年度、来年度の園児募集に際し、応募児童数が当該園の定数を上回った場合は抽選といたします。ただし、応募幼児の兄または姉が当該園の年少クラスに在園中の場合は無抽選といたします。

2でございます。園児募集に際し、応募数が10名以下のときには、新たな学級編制を行わないことといたします。また、学級編制を行った場合でも、当該4歳児の園児数が10名以下となった場合は、翌年度の園児募集は行わないものとするものがございます。

3でございます。平成29年度の区立認定こども園開園に伴う経過措置として、4歳児及び5歳児、定数を50名としていましたが、平成30年度の区立認定こども園の4歳児の定数は30名といたします。これは現在の3歳児の2号認定子どもが4歳に繰り上がってくることから、現在の4歳児1号50名、2号10名、計60名の内訳を見直し、来年度、4歳児については本来の定数である1号30名、2号30名の計60名に移行するものがございます。

4でございます。募集の際は、第2希望園の有無を明記していただくこととしてございます。

3のこども園部分以外の内容につきましては、昨年と同様の内容になっております。また、最後のページに、今年度5月1日現在の園児数等の資料を参考に添付させていただいておりますので、後ほどご高覧いただければと存じます。

説明は以上になります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、特に本件に対し反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第5、第48号議案「東京都北区いじめ防止基本方針の内容の一部変更について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

それでは、第48号議案「東京都北区いじめ防止基本方針の内容の一部変更について」のご説明をいたします。

1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。要旨でございますが、平成28年度の東京都北区いじめ問題対策委員会及びいじめ総合対策【第2次】（東京都教育委員会）、「いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改訂 平成29年3月14日）」を踏まえ、東京都北区いじめ防止基本方針の内容の一部を変更いたしたいと存じます。

現況といたしましては、東京都北区いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法及び東京都北区いじめ防止条例の規定に基づき、区、学校、保護者、区民及び関係機関が一体となって、いじめの問題の克服のために取り組むよう、区がいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定されています。

現行の東京都北区いじめ防止基本方針は、平成27年4月1日に策定、公表され、各学校においては、現在、同方針に基づき、いじめ防止に向けて取り組んでいるところでございます。

主な変更点は3点ございます。第1に、いじめの定義の明確化、第2に、ネット上のいじめ対策に向けた「北区立学校携帯電話・スマートフォンの使い方のルール」の活用、第3に、いじめの防止等のために学校が実施すべき施策の一層の具体化です。

具体的にご説明いたします。1枚おめくりいただきまして、2ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所には下線を引いてございます。

まず、第1のいじめの定義の明確化についてです。第1、いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項。2、いじめの定義、(1)「いじめとは」の上から二つ目の段落でございますが、「また」以降の段落、こちらの下線部分、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする」という文言に改めます。

また、次の「加えて」以降の段落の下線部分でございます。こちらを「軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる」という文言に改めます。

さらに、3、いじめに関する基本的認識、(3)いじめについての適切な理解と指導の内容では、一番下の下線部分をご覧ください。そちらを、「法に規定された「いじめ」は、いわゆる社会通念上の「いじめ」の範囲より極めて広く、その行為を受けた子どもが、心身の苦痛を感じた場合は「いじめ」に該当すると理解することが求められている。また」を新たに追加しました。

以上、第1のいじめの定義の明確化については、軽微なものであっても、いじめを見逃ごさないという観点から、いじめの認知を積極的にする方向性を踏まえて、改定を行っております。

次に、変更点の第2、ネット上のいじめ対策に向けた「北区立学校携帯電話・スマートフォンの使い方のルール」の活用についてです。

恐れ入りますが、資料をさらに1枚おめくりいただき、4ページをご覧ください。いじめの防止等のために北区が実施すべき施策の基本施策、こちらの4ページの一番上でございます。⑥ネット上のいじめへの対策を位置づけております。下線部分の「北区立学校携帯電話・スマートフォンの使い方のルールの作成。子どもの健全育成やネットトラブル等の未然防止を図るため、携帯電話やスマートフォンの使い方のルールを作成し、望ましい使い方について、親子で話し合うきっかけとする」を新たに追加しました。

この携帯電話・スマートフォンの使い方のルールにつきましては、平成28年2月に既に保護者にリーフレットを配布しておりますが、その内容を明記したものでございます。

次に、変更点の第3、いじめの防止等のために学校が実施すべき施策の一層の具体化についてです。

東京都のいじめ総合対策第2次には、いじめに係る校内研修の実施やいじめの防止に関する授業の実施等について、回数が具体的に明記されました。それを受け、基本方針にも反映しております。具体的には、新旧対照表の4ページ、項番2、いじめの防止等のために学校が実施すべき施策の(1)学校いじめ防止基本方針の策定では、各学校が策定する学校いじめ防止基本方針を、下線部分のように、「毎年度末に内容を見直し、次年度のものを作成する」を追加して明記しました。

その下の(2)学校いじめ対策委員会の設置では、下線部分でございますが、「教職員は、この委員会への報告・連絡を欠かさず行う」を追加しました。

新旧対照表の次のページです。5ページをご覧ください。一番上の(3)いじめの未然防止のための方策においては、②の「法教育等」、下線部分をつけました。「法教育等」から⑩下線部分、「北区立学校の携帯電話・スマートフォンの使い方のルールに基づき、学校や家庭でルールを作成し、ネットトラブル等の未然防止を図る」までの内容を追加、または新設しております。一部掲載順も変更しております。

また、(4)いじめを早期に発見するための方策においては、恐れ入りますが、もう1枚、資料をおめくりいただき、6ページの始めになりますが、②「年間4回以上(Q-U調査を含む)」と「アンケートの保存期間は3年間とする」。③「学級担任等は、年間3回程度、個人面談を実施する」を追加いたしました。

(5)いじめに対処するための方策においては、下線部分⑦「いじめが解決した状況の後についても、子どもたちの様子を注意深く観察する」を追加しております。

それから、項番3、重大事態への対処の方策の下のほうに参りまして、(3)重大事態への対処では、下線部分になりますが、「発生から7日以内を目安にいじめ問題対策本部」を立ち上げることを明記しております。

以上、主な変更点を説明させていただきました。

そのほかにも、教育委員会の組織改正に伴う役職の名称変更などを反映しております。詳しくは新旧対照表の配付をもってご説明にかえさせていただきます。

恐れ入りますが、資料の1ページにお戻りください。

最後に、今後の予定でございます。本日のご審議を経まして、校長会、副校長会等の周知、区民への周知を進めてまいります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

清正教育長

ご説明ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

森下委員

教育長

清正教育長

森下委員

森下委員

よく学校現場等で耳にします言葉の中に、教育委員会へ色々な調査やアンケート等の提出しなくてはならないことが大変多くて、今、教員たちの多忙化も増しているという言葉は私は耳にしますけれども、私も事いじめ防止に関しては、それらが多いということは恐らくないし、言えることではないというふうにいつも思っております。

最近もまた、いじめによるとみられる命を自ら絶つというような事項などもテレビで拝聴しますけれども、それを開くと、必ず過去に保護者が教員に相談していたとか、学校に相談を持ちかけていたというふうな言葉を耳にいたします。ですから、今回この一部変更という箇所、今ご説明いただきましたけれども、方針の三つの中の最後にありますように、回数を明記されたり、何日以内にとか、非常に具体的にわかりやすく明記されたということは大変よいことと思っております。そして、例えば区内の学校でも学校訪問をしましたときに、その学校の校長先生が、こういうシートを使って、教員に必ずいじめのチェックシートを本校ではつくっております、それをまた記録して残していませんとおっしゃっていましたが、そういう形になるものを、言葉だけじゃなくて、研修会をするとか、何かをするのではなく、そういう具体的な数値を資料として残されるということは非常によいことだなと思いました。また、区内でもいろいろな対策を講じておられる学校等あると思いますので、それらの意見等も吸い上げて、参考にできるところは各学校でもそれを使われることを進めたいというふうに思っています。

それから、もう一つは、アンケートの保存が3年間ということで、私は想像いたしますに、児童数からすればとても膨大な量になるのではないかと。もちろんアンケートの集約の仕方は、今はデータ等でできるのでしょうけれども、どのような保管方法というのでしょうか、そういうものがあれば、振り返ってすぐ調査委員会等も立ち上げてできると思うのですが、どのような保管の仕方を考えていらっしゃるのかということだけ質問させていただきたいと思えます。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長	<p>いじめのアンケート等の保管の場所でございますけれども、各学校によってそれぞれ工夫をして保管するわけでございますが、やはり個人情報が多分に含まれますので、必ず施錠のできる場所に保管するようというところで、各学校には周知しております。</p> <p>以上でございます。</p>
清正教育長	<p>よろしいでしょうか。</p>
森下委員	<p>はい。</p>
清正教育長	<p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することをご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第6、第49号議案「東京都北区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
教育政策課長	<p>教育長</p>
清正教育長	<p>教育政策課長</p>
教育政策課長	<p>それでは、第49号議案「東京都北区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明させていただきます。</p> <p>議案書を2枚おめくりいただきまして、2ページの説明欄をご覧ください。平成29年6月1日付で副区長の担任事項が定められることに伴い、所要の規定整備を行う必要があるため、この規則案を提出するものでございます。</p> <p>少し補足をさせていただきますと、平成29年6月1日から、現在2名いる副区長の担任事務が定められることとなり、区長部局における決裁等の取り扱いを定めている処務規程が改正されることとなりました。現在、地区体育館や校庭、教育未来館、体育館におけるスポーツ利用の使用承認等の事務、また十条台小学校温水プールに関する事務のうち、公共のための使用に関する事務、これらの事務を区長部局に補助執行さ</p>

せていただいております。この補助執行させていただいている事務に関する決裁等の取り扱いに関して、区長部局の処務規程の改正内容にあわせて改正する必要があるというものでございます。

3 ページの新旧対照表の下段、現行を、こちらの第3条第1項第1号をご覧ください。改正前の本規則におきましては、教育長の決裁事案については、第一副区長の決裁事案としております。また、2項で補助執行事務に係る事案の審議は第二副区長が、また第3項において、第一副区長が不在の場合の代決は第二副区長が行うこととしております。

上段の改正後をご覧ください。副区長の担任事項の決定に伴いまして、本規則に規定している補助執行事務のうち、教育長の決裁事案については、教育委員会との連絡調整に関することを担任する副区長の決裁事案となりますので、現行規則で「第一副区長」と規定しているものを「副区長」と改めることといたします。

審議については、もう一人の副区長が審議することとなるわけですが、第2項においてその「副区長」を「関連副区長」とし、現行「第二副区長」となっているものを「関連副区長」に改めることといたします。

また、3項の代決の規定についてでございますが、従前は第一副区長が不在の場合は、第二副区長が代決を行うこととしていましたが、事案の主管部を担当しない副区長には専決権がないため、主管の部長が代決を行うこととなります。このため、「第二副区長」とあるものを「主管部長」に改めることといたします。

1 ページにお戻りいただきまして、付則をご覧ください。この規則は、平成29年6月1日から施行いたします。

説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に、報告事項に移ります。日程第7、報告第24号「平成29年度親子きずなづくり事業の実施について」事務局から説明をお願いします。

生涯学習・
学校地域連
携課長 教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・
学校地域連
携課長

それでは、報告第24号、ご説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、「平成29年度親子きずなづくり事業の実施について」でございます。

委員の皆様、ご案内のとおり、教育ビジョン2015におきまして、計画事業化しております家庭教育力向上プログラムの一環ということで、27年度から実施しております親子きずなづくり事業、本年度の内容をご説明させていただきます。

2にございます事業内容でございます。一つ目がきずなづくり講演会でございます。こちらは、小中学校PTA連合会向けに、親子のコミュニケーションをテーマとした講演会を実施するというところで、今回は、第1回が7月18日に「『叱らないしつけ』と『らくらく勉強法』」、9月14日の第2回に「親子関係がよくなり学力も上がるとっておきの方法とは？」というテーマで、いずれも親野智可等先生にお願いをするというところでございます。

27年度の実施のときは、2回ともペップトークというふうにやっておりました。昨年度は、1回は親野智可等さん、もう1回がペップトークでやっておりました。アンケートの結果を見まして、親野智可等さんのほうのリクエストと申しますか、希望が多かったものですから、本年度は2回とも親野智可等さんでやってみようと企画したところでございます。

続きまして、②の親子きずなづくり事業「ステップ・バイ・ステップ」でございます。こちらは、日常生活の中で簡単な目標を設定して、親子で実践するというところで、目標が達成できたかどうかというところを評価するというところを親子で取り組んでいただくというものでございまして、こちら、27年度4校、28年度は、27年度の4校に加えての4校で、計8校、本年度は、さらに4校を新たに追加まして、12校というところで実施する予定でございます。今後はチラシ等をお配りしまして、講演会についてはPRをしていきたいと考えてございます。

報告は以上です。

清正教育長

ご説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

渡辺委員

教育長

清正教育長

渡辺委員

渡辺委員

家庭力向上とか親子のきずなづくりという講演会、私も何度も参加しているのですが、すごく勉強になって、本当にありがたい事業だなと思っております。

ただこの1回と2回、同じ方ということで、アンケートに基づいて、時間も全く同じということですが、私のときは、たしかアンケートで午前がいい方が多かったですり、土曜

日がいい方が多かったりとまちまちだったので、時間設定はどうなのかなということがありまして、その辺のところのお話聞かせていただければと思います。

生涯学習・
学校地域連
携課長

教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・
学校地域連
携課長

時間につきましても、アンケートで多少あったところはあったのですが、今回、会場等と、あと先方の講師の都合もございまして、この時間ということにさせていただきましたが、引き続き開設時間、例えば曜日も含めて、また、こういったところも精査しながら、翌年度以降につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

清正教育長

ありがとうございます。

森下委員

私もこの会は何回か聞かせていただいて、大変勉強になる事業だと思っておりますが、アンケートでは色々な考えの方々が述べられますので、アンケートというもの自体は大切なものなのですけど、それに頼りすぎるということもまた考えものだと思います。と申しますのは、岩崎先生のペップトークも大変よかったと思う方も多いと思います。ですから、今年は2回ある中で、一度もお呼びしないで、親野智可等先生がよかったのでこの方に2回とも頼むということですけれども、こちらの方針として、こういう講師に継続的に、やっていってもらいたいという強い思いなども主体的に持って、アンケートでこの方がいいからこの人だけにするという選び方は、余り偏ってもらいたくないです。岩崎先生のよさもものすごくありましたので。その辺も今後また、アンケートの集約等で活かしていただければありがたいなと思いました。

生涯学習・
学校地域連
携課長

教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・
学校地域連
携課長

申しわけございません。ちょっとご期待に沿えないところもございまして。アンケートに固執するということは毛頭ございませんので、実は27年が2回連続だったところ、去年は岩崎先生と親野先生で1回ずつ、今回また、こういったことで。また、次年度以降、展開の仕方は改めてそういった意見も踏まえまして、考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

森下委員	なぜ申しましたかという、やはり岩崎先生との関係も良好に、ご期待されているかもしれませんが、その辺も丁重に伝えていただければなというふうに思いました。
清正教育長	ありがとうございます。 ほかにはいかがでしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。 次に、日程第8、報告第25号「北区立小学校研究演奏会会場内にて発生した転倒事故に関する和解」について、事務局から説明をお願いいたします。
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	それでは、報告第25号「北区立小学校研究演奏会会場内にて発生した転倒事故に関する和解」についてご報告いたします。 1枚おめくり願います。専決処分年月日でございますが、平成29年3月30日でございます。決定額は1万1,120円。内訳が、自治体総合賠償責任保険賠償保険金1万1,120円でございます。相手方は、北区神谷在住の区民でございます。事故の概要は、平成29年1月21日北とびあさくらホールで行われていた区立小学校研究演奏会において、家族を探していた相手方が、通路の隅に置いてあった案内看板の上で転倒し、肋骨骨折等をしたということでございます。 報告は以上でございます。
清正教育長	ご説明ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご質疑あるいはご意見はございますでしょうか。
檜垣委員	教育長
清正教育長	檜垣委員
檜垣委員	1点、質問なのですけれども、こういった場合の医療費というのはどのようになっていますでしょうか。
学校支援課長	教育長

清正教育長	学校支援課長
学校支援課長	今回、自治体総合賠償責任保険の保険金で支払えたものは、これは全て医療費でございます。
檜垣委員	はい、わかりました。
清正教育長	ほかによろしいでしょうか。 (質疑・意見なし)
清正教育長	ありがとうございます。それでは、本件に関する報告は終了いたします。 日程第6、報告第26号「居所不明児童の把握について」、事務局から説明をお願いいたします。
子ども家庭支援センター所長	教育長
清正教育長	子ども家庭支援センター所長
子ども家庭支援センター所長	<p>それでは、居所不明児童の把握について、調査結果のご報告をさせていただきます。 この居所不明児童対策調査でございますが、これは平成24年11月に厚生労働省の通達によりまして、虐待の発生及び深刻化の予防、要支援児童等の早期支援を目的に、北区でも調査を行っているものでございます。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、教育委員会資料をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>1の要旨です。ただいまご説明いたしましたとおり、居所不明児童の早期発見、適切な支援を進めるために、母子保健部門、児童福祉部門、学校教育部門などと連携いたしまして、平成24年12月から毎年度調査を実施してございます。平成24年度から27年度までの調査では、全ての児童の居所は判明しております。今回、平成28年度の調査結果がまとまりましたので、ご報告をするものでございます。</p> <p>2の居所不明の疑いのある児童の調査結果（28年度）です。表にお示しのとおり、28年度も、全ての児童の居所は判明しております。確認方法といたしましては、まず、主たる担当課の業務の中から、居所不明児童の疑いのある児童を抽出いたしまして、子ども家庭支援センターに報告いただき、保育園の在籍調査や各種手当の受給状況、出入国調査、家庭訪問等によりまして調査を行いました。</p> <p>0から3歳児につきましては、健康推進課の乳幼児健診の未受診者で、連絡が取れない児童を把握し、調査を行いました。4・5歳児につきましては、子ども家庭支援センターが、住基情報から、全児童を把握しまして、保育園や幼稚園の在籍、受診歴の確認</p>

などを行いました。6歳から14歳児につきましては、学校支援課が、学齢簿に基づき就学状況調査により状況が不明な児童の報告に基づき調査いたしました。なお、兄弟受理とは、居所不明児童の調査対象外となりますが、対象の乳幼児及び児童と同居をしている兄弟となります。その下の他自治体等からの調査依頼とは、他自治体の子ども家庭支援センター等から調査依頼があった児童となります。

3、今後の予定でございますが、平成29年度につきましても、5月以降それぞれ調査を実施いたしまして、平成30年1月から2月、居所が判明した児童の名簿を作成しまして、関係各課へ回答して、必要に応じて児童への支援を開始いたします。また、3月には調査結果をまとめます。その際、全ての居所不明児童の確認ができない場合は、引き続き調査をしていくことになります。また、今回は入国管理局へ調査件数が多かったために、出入国調査に時間がかかりまして、ご報告が遅くなりましたが、3月には教育委員会と文教子ども委員会にご報告をしたいと考えております。

報告は以上でございます。

清正教育長

報告ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第10、報告第27号「後援・共済事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第27号、後援・共済事業についてご報告をさせていただきます。

1枚おめくりいただき、1ページをお開きください。今回は、記書き以下、名義使用承認報告5件と事業実績報告が9件でございます。

まず、名義使用承認報告1件目でございます。事業名が「夏！体験ボランティア2017」でございます。主催者が特定非営利活動法人東京都北区市民活動推進機構でございます。お示しのとおりの内容で、区内福祉施設、保育園、児童館等を会場に実施されます。

2件目でございます。事業名が、「17ときがわこども川賊キャンプ」、主催者がNPO法人エコ・コミュニケーションセンターでございます。お示しのとおりの内容で、雀川砂防ダム公園他を会場に行います。

2ページをお開きください。3件目でございます。事業名が「独立行政法人国立青少年教育振興機構「子どもゆめ基金」平成29年度（前期）自然と遊ぼう！ネイチャーゲーム」。主催者が王子シェアリングネイチャーの会でございます。お示しの内容で、北区中央公園、中央公園文化センター、清水坂公園を会場に実施されます。

4件目でございます。事業名が、「青少年指導者講習会（①指導者講習会Ⅰ期②指導者講習会Ⅱ期）」。主催者が東京都北区青少年委員会でございます。お示しのとおりの内容で、北とびあ他を会場に行われます。

5件目でございます。事業名が、「奥山峰石傘寿記念展」。主催者が奥山峰石でございます。お示しのとおりの内容で、旧古河庭園、大谷美術館を会場に行われます。

以上が名義使用承認報告5件のご報告となります。

3ページをご覧ください。事業実績報告でございます。お示しの3件と、裏面4ページ3件、5ページ3件の合計で9件となります。後ほどご高覧いただきたいと存じます。

私からは以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

渡辺委員

教育長

清正教育長

渡辺委員

渡辺委員

事業実績報告の3番目と4番目の小学校のPTA連合、中学校のPTA連合会のこの日時のところは期間に当たるのですが、6月14日から3月31日までという記入の仕方はどうなのかなというふうに思います。例えば2番の幼稚園のPTA連合会の共催事業は、日にちが決まっていますから、このように日程がきちんと記載されているのですが、小学校と中学校は、このような形の記載方法になっていませんので、できればきちんと日程を出したほうがよろしいのではないかと思います。

別紙が出ているのですが、こちらの記載の方法というのは、このような記載でよろしいのでしょうかね。疑問に思いましたので、ご意見させていただいております。

生涯学習・
学校地域連
携課長

教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・
学校地域連

ご意見ありがとうございます。日にちが多分に分かれることがございまして、後ろの別紙7ページ、9ページに、日付を分けまして記載をさせていただいているところでご

携課長	<p>ございます。こちらの日付を全部書きますと、外にはみ出てしまいます、体裁の問題でこのように記載させていただきました。記載のほうにつきましては、また、教育委員会事務局内で検討していきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
清正教育長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかはいかがでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>それでは、本件についての報告は終了させていただきます。</p> <p>次に、日程第11、報告第28号「北区放課後子ども総合プランの実施について」、事務局から説明をお願いいたします。</p>
放課後子ども総合プラン推進担当副参事	教育長
清正教育長	放課後子ども総合プラン推進担当副参事
放課後子ども総合プラン推進担当副参事	<p>それでは、私のほうから報告第28号「北区放課後子ども総合プランの実施について」ご報告させていただきます。</p> <p>恐れ入ります、1ページをお開きいただきまして、まず、1番、要旨でございます。平成30年度の放課後子ども総合プラン、こちらの実施予定校が決定いたしましたので、報告させていただくものでございます。</p> <p>また、本事業は、平成31年度までに全校実施としている計画事業でございますことから、今回、決定した学校を除く未実施校が平成31年度の実施予定校となりますことから、あわせて報告させていただくものでございます。</p> <p>2番、実施予定校でございますが、(1)平成30年度、なでしこ小学校、梅木小学校、谷端小学校、滝野川もみじ小学校、田端小学校、以上の5校でございます。</p> <p>田端小学校は検討中となっておりますが、導入につきましては、学校から内諾を得ておりますが、ふだんの導入の流れといたしまして、導入に際しては地域やPTA、学校関係者を集めての準備委員会を開きまして、運営方式等を検討していただきますが、田端小につきましては、この準備委員会がこれからということでございますので、検討中と括弧の表記をさせていただきました。</p> <p>続きまして、(2)31年度でございますが、王子小学校、としま若葉小学校、赤羽小学校、桐ヶ丘郷小学校、袋小学校となっております。</p> <p>なお、王子第一小学校につきましては、改築後(平成33年度)に実施を予定しております。</p>

また、平成31年度の実施予定校については、30年度の予定校及び王子第一小学校を除きました未実施校を列記させていただきました。

こちら、30年度の実施校とのお話は順次進めておりますが、具体的な調整はこれからとなります。

3番目の経過と今後の予定でございます。

平成29年5月、平成30年度実施予定校の決定を5月中にさせていただきます、決定校から順次、放課後子ども総合プランの準備委員会を立ち上げまして、運営方針の検討及び実施に向けた打ち合わせを開始しております。

6月になりますと、本日の教育委員会定例会をしまして、議会報告「平成30年度・平成31年度実施予定校について」、こちらは実施予定校のみの報告でございますが、こちらを予定しております。

7月になりますと、実施校の準備委員会にて運営方式を正式に決定させていただくという形になってございます。

委託方式になった場合につきましては、プロポーザルの審査委員会等をこちらの7月から開始していくというような予定でございます。

9月になりますと、平成30年度実施予定校について、こちらは実施校の各校の運営方式及び再公募校の報告をさせていただく予定であります。

10月になりますと、児童館運営委員会、在校児童・学童クラブ保護者説明会で、クラブの説明会をさせていただくということでございます。

12月には委託事業者が決定の予定でございますので、翌30年1月からは、決定事業者との実施内容等についての打ち合わせ、調整、開設準備をあわせて実行委員会を立ち上げるという形になってございます。新年度の開始に向けて、準備をこちらの実行委員会で進めていくということでございます。

30年度4月に向けて事業開始予定という形で進めてまいります。

なお、31年度に向けましての進め方でございますが、最終年度の31年度に実施を予定している学校につきましては、いずれも候補者や教室等の面で導入が困難な学校が残っているという状況でございます。今後は一体型だけではなく、連携型での運営も視野に入れまして、区民施設や民間施設の利用なども検討しながら、全校実施を進めてまいります。

なお、これらの実施予定校につきましては、区議会の第2回定例会の所管委員会でご報告させていただきたいというふうに考えてございます。

資料の最後でございますが、参考といたしまして、今までの放課後子ども総合プランの導入の状況をお示しさせていただきましたので、後ほどご高覧いただきたいというふうに考えてございます。

以上、ご報告させていただきました。

清正教育長

ご報告ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第5回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。